

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
「千里丘上〇〇から南北の道と交差するT字路のカーブミラー設置要望」について	6月2日にメールにて、周辺住民の同意が得られていない状況で、設置することはできないため、カーブミラーの設置は困難とのことでしたので、私が直接、その方(〇〇氏)に相談しにいきました。いろいろと話を聞いていますと、市の方からはまったく説明がされていないと言われました。自治会長に頼むのではなく、市自ら説明、設置してもらえるように話をしていただけませんか？よろしくお願いします。	カーブミラーの設置には、周辺住民の同意を得た上で、自治会(自治会長)からの要望書の提出が必要となります。周辺住民の同意は、自治会(自治会長)にて行っていただくこととしておりますが、状況を鑑み、吹田市自ら、周辺住民に直接お会いしてお話を伺うことも含め、検討してまいります。	道路室	R8.6.24	R8.6.30
害虫について	大阪府吹田市千里山西〇〇周辺の道路に連日ゴキブリが発生しています。通学中に子供たちの足元をウロウロしている状態です。数年前から毎朝毎晩、生きてくるものも死骸も含めて見かけており酷い状況です。対応をお願いいたします。	電話連絡したところ、ご要望は豊中市内の下水道施設から出てくるゴキブリに対してであり、吹田市の管轄外のため、豊中市へご連絡していただくようお願いしました。	管路保全室	R8.6.29	R8.6.30
市内のマンホールから発生するゴキブリについて	毎年5月～9月の間、市内のマンホールからワモンゴキブリが発生します。過去3年で個体数が急増しているように思います。現時点で何か対策していることがあればご教示願います。また下記の通り整理していますので、今後何らかの対策をお願いします。 大阪市や摂津市に比べ、吹田市内の個体数は多いと感じます。 1.発生状況・場所につき資料を纏めています。送付したいのでメールアドレスを教えてください。実地調査が可能であれば、実施してご確認いただきたいです。 2.殺虫剤による駆除では限界があると感じます。下記のような穴無しのマンホールへの取替検討をお願いします。取替完了まで応急対策の検討もお願いします。 https://www.city.fukuoka.lg.jp/doro-gesuido/hozen/hp/prevent-2.html	資料のご提供ありがとうございます。 吹田市下水道部では、市民の皆様からご要望いただいたゴキブリ対策について、周辺のマンホールからゴキブリが地上に出てこないようにマンホールの穴にテープを貼る対応を実施させていただいております。 また、穴無しのマンホール蓋を雨水が流入する下水道管に設置した場合、大雨の際に下水道管の中が一気に雨水で満管になり、押し出された空気の逃げ場がなくなって穴無しマンホール蓋が道路上で飛び上がってしまう恐れがありますので、吹田市では現在そういった箇所には穴無しマンホール蓋の設置の予定はございません。	管路保全室	R8.6.15	R8.6.16
紫金山公園のキツネの件	吹田自然観察会のモニ1000鳥類調査で最近紫金山公園のキツネの情報が良くあります。鳥類調査は6時頃から朝早い時間に実施されるために目撃も多いようです。 ・ 7時過ぎでもキツネがうろうろ。散歩の人の話では5頭いるようだ。 ・ 今回もキツネを複数回目撃。犬を恐れないうろろか近づいてくる。恐れていたとおり餌をくれると学習しているようだ。 自然保全の観点からも餌をやる行為をやめてもらいたいのですが市の考え、対応をお聞かせください	動物への餌やりですが生活環境被害等につながりますので禁止とさせていただきます。明確な場所が分かれば注意看板の設置を行い、注意喚起を実施したいと考えております。また、紫金山公園では地域猫活動をされている団体がおられますので、健康医療部衛生管理課を通じてエサの放置が無いように情報共有をさせていただきました。以上、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	公園みどり室	R8.6.1	R8.6.10

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
古江台3丁目の公道にナガミヒナゲシが生えていました、除草をお願いします	日頃より景観を保守する活動をしていただきありがとうございます。 今回お願いしたい件につきまして、市が景観形成地区として指定している古江台3丁目(1)の公道沿い(具体的には、図書館・グリーンプレイスの駐車場の入り口付近)に「ナガミヒナゲシ」の花を確認しました。 既にいくつかのメディアでも報道されていますが、この花は傷をつけると皮膚がかぶれる恐れがある他、爆発的な繁殖力により周辺の草花の景観及び生態系に損害を与える可能性があります。 阿片法により栽培が禁止されている「アツミゲシ」ほど危険な植物ではありませんが、放っておけばおくほど翌年からの生息域が大きくなる可能性があります。 お手数ですが、今一度除草に伺ってくださるとうれしいです(除草機の使用は種をまき散らす原因になるためお勧めできないとのことです)。	申出人に場所の詳細を確認し、除草(手刈り)を行いました。	道路室	R8.5.19	R8.5.26
D12-2。道路の雨水枡・横断側溝に土砂が堆積、他。計6か所の情報提供。	1) 標題について、4月24日に投稿。5月7日に回答を頂きましたが、(3)のトヨタ新大阪店舗前の雨水枡に土砂…についての回答が「当該雨水枡を確認したところ、府道及び国道沿いの雨水枡であったため、茨木土木事務所に清掃の依頼をしました。」 ⇒私は、トヨタ前(入り口は、店舗の東側)であり、国道(内環状線)では無く、吹田市道(泉町13号線)の側溝の雨水枡内に土砂が堆積により投稿しております。⇒茨木土木事務所に取り消しの連絡をされた方が良いと思います。 ⇒添付画像。D12-2。雨水枡に土砂堆積。トヨタ新大阪の前。⇒歩道は有りません。内環状線には歩道が有ります。 ⇒添付画像。D12-2。トヨタ。道路室の路線図(泉町13号線)。投稿前に確認しております。 ⇒添付画像。D12-2。トヨタ前・東側。グーグルMap。矢印。 ・確認をされた…との回答を頂いておりますが、1枚目の画像の店舗前には、歩道が無いことから国道ではありません。 2) 下水道部の施設管理図面担当の方へ。1枚目の画像の店舗前の雨水枡には、横断管路が有りますが、下水道図には表記されていません。確認されたし。 ⇒添付画像。D12-2。トヨタ前。下水道図。横断管路の表記なし。 ※市議会の建設環境常任委員会の委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	1)について ご指摘いただきありがとうございます。 トヨタ前と記載があり、添付の写真を国道(内環状線)にある歩道の雨水枡と誤認しておりました。申し訳ございません。 ご指摘の雨水枡について再度現地の確認を行ったところ、現在機能を有しておらず不要であることから、閉塞及び雨水枡(泥溜)撤去工事をさせていただきます。 工事までの期間については準備等により期間を要しますことをご了承ください。 (担当:道路室) 2) について 下水道部管理の枡及び横断管路では無いため、下水道台帳(下水道図)に記載しておりません。 (担当:管路保全室)	道路室、管路保全室	R8.5.11	R8.5.22

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
紫金山公園内でのバーベキュー	紫金山公園内のトイレ前の広場で日曜日、祭日にバーベキューをしている風景を再々見かける。本日、2026.5.3の12時頃公園に行きますとテント2張りでバーベキューをされていた。 以前も祭日に市役所に連絡しましても、見廻りをしますと言っておられたが、なくなる。バーベキューの実施が無くなる対策をしてほしい。 山火事が怖いですよ。	公園は幼児から高齢者までの幅広い年代の方が体を動かしたり、遊んだり、休養したり様々な利用をする場所です。バーベキューは公園の禁止行為であり、ご指摘いただいているとおり山火事や臭いの問題が大きいものと考えています。 市として、取り締まりには苦慮している状況であり、休日夜間のパトロールなどの予算要求もしておりますが、厳しい状況となっており、現時点では利用者の皆さんのマナーに頼らざるを得ない状況となっています。現地の広場に注意看板を設置するなどできる限りの注意喚起を実施して参ります。 以上、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	公園みどり室	R8.5.7	R8.5.21
東佐井寺公園のネットの件	いつもお世話になっております。 東佐井寺公園のネットにボールを蹴り込む子供が多くて困っています。 以前ボールが道路に飛び出して通行人や車や周辺住宅に当たるのでネットを設置して頂きました。ありがとうございます。 ですが、ネットに何も書いていないので、子供達がゴールが出来たと勘違いしていて、とにかくボール蹴り込みます。 頻繁にネットにボールが当たり、泥が飛び、通行人や通行車に掛かります。特にネットの横、上を超えてボールが飛び出して周辺住宅、通行人、通行車、住宅の車に当たります。 他の行政区の公園で、ネットにボール蹴り込み禁止の横断幕を設置してあるのを見ました。その周辺住民さんも困っていたのじゃないかな。吹田市でも設定を検討して頂けないでしょうか？ いつも監視していただける訳ではなく、公園からボールの跳ねる音がすると、いつボールが飛んでくるかハラハラして生活しております。 何卒ご検討をお願い致します。	今回の〇〇様からのご提案について、以前に市内の公園等で検討したことはございますが、園内の様子が見えづらくなることや横断幕本体の傷みやすさ、文字などを的に見立てて、ボールを蹴り込むなど状況の悪化も懸念され、実現には至りませんでした。 まずは、状況の改善に向けネット前に看板を設置し、注意喚起を実施して参ります。引き続き、ご提案いただいた方法をはじめとして、他市事例も参考に様々な方法を検討していきたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。	公園みどり室	R8.5.7	R8.5.21

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
D11-2。糸田川堤防の道路に「行き止まり、制限速度の表示」が必要。	標題について、4月24日に投稿。5月7日に回答を頂きましたが、行き止まりについての回答が「ご要望いただいた道路区間については、糸田川の堤防道路であり茨木土木事務所の管轄であるため、茨木土木事務所に要望が届いていることを説明させていただきました。」 1)【私見】:糸田川堤防の道路(幅員3m。延長約200m)は、通勤・通学路・日常生活道路であり。道路幅員が3mほどで対向・離合不可であるため車止めは必要ですが、車止めを設置された個所は、堤防と市道(出口町1号線)の接合点から上流側の約50mの市道敷で有り、私の投稿の提言を受けてからではなく、車止めを設置される前に茨木土木事務所と事前協議が必要だったと思います。 ⇒添付画像。D11-2。糸田川堤防。車止め、Uターンする車。入口に標識なし ⇒添付画像。D11-2。車止め設置前(12/26)後(2/6) ⇒添付画像。D11-2。糸田川堤防。市道路室の路線図(出口町1号線)。車止め設置個所。 ⇒添付画像。D11-2。糸田川堤防市道部分。車止め設置個所。グーグルMap ⇒添付画像。D11-2。行き止まり標識の例。行政と警察の連名表記 ※市議会の建設環境常任委員会の委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	ご指摘の道路区間について、車止めが設置されている部分への車で の通り抜けが不可能であることから、当該路線内にある電柱へ「この先車での通り抜けできません」と書かれた巻看板を設置しました。堤防道路、府道部分については前回回答したとおり茨木土木事務所の管轄となりますので、茨木土木事務所の判断により対応の可否含めて検討されます。	道路室	R8.5.11	R8.5.15
ゴキブリが湧いている	山田第3幼稚園からスギ薬局の間の道路、歩道にゴキブリが大量発生しています。どこかの下水から湧いているのではないのでしょうか？	平素は、本市下水道行政に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。 ホームページからゴキブリ対策についてご連絡いただきました。 下水道部では、公共下水道の維持管理を吹田下水道メンテナンス(電話:06-6381-1959)に委託しています。 ゴキブリに関する要望があった場合は、委託業者がマンホール内を調査し、マンホール蓋の穴にテープを貼る等の対応をしています。多数のゴキブリを確認したマンホールは、状況に応じて薬剤設置を実施しています。 今回の御要望についても、同様に対応いたします。 どうぞよろしくお願いいたします。	管路保全室	R8.5.14	R8.5.15

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
D11-糸田川堤防の道路に「行き止まり、制限速度の表示」が必要。	1)糸田川堤防の道路(幅員3m。延長約200m)が“行き止まり”の標識が無い事により、誤って進入しUターンする車をよく見かけます。速やかに標識の設置が必要。 ⇒添付画像。D11-糸田川堤防。車止め、Uターンする車。入口に標識なし ・車止めの向こうの道路の制限速度は、20km/h。 ⇒添付画像。D11-糸田川堤防。上:Uターンする車。下:すれ違った車がすぐに戻って来た ・JR西研修センター内に“尼崎福知山線脱線事故の研修施設”が完成の報道があり、今後は誤って進入・Uターンされる車が予想されます。 2)当該道路(通勤・通学路)では、バイクの通行をよく見かけますが制限速度表示が無く、時速30km/h超過のバイクの走行(含む警察官も)があり、速やかに標識の設置と路面表示が必要。因みに、車止めの向こうの道路の制限速度は、20km/hです。 ・過去にはバイクのサイドミラーが通行人のバッグを引っ掛けた事故もありました。 ⇒添付画像。D11-糸田川堤防。制限速度標識・表示なし。 3)警察官のバイクの通行をよく見かけます。⇒気づいてほしいです。 ※市議会の建設環境常任委員会の委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	ご要望いただいた道路区間については、糸田川の堤防道路であり茨木土木事務所の管轄であるため、茨木土木事務所に1)、2)の要望が届いていることを説明させていただきました。 また、交通規制については道路交通法の範疇であるため、吹田警察へお伝えさせていただきました。	道路室	R8.4.24	R8.5.7
D12-道路の雨水枡・横断側溝に土砂が堆積、他。計6か所の情報提供。	1)市道、西の庄町4号線の吹田街道から東の3か所の雨水枡内に土砂が堆積。満杯状態(グレーチングに土砂が接触)。用を成していません。 ⇒添付画像。D12-雨水枡に土砂堆積。JR貨物線横、3か所 ※市職員がJR以南から市役所に戻る車のルートです。この状態になるまでに気づいて欲しい 2)中央図書館前バス停横の交差点内の横断側溝に草。 ⇒添付画像。D12-横断側溝に草 ※保健所・総合福祉会館・図書館の職員方の通勤ルートです。気づいて欲しい。 3)雨水枡に土砂。トヨタ新大阪前。泉町3-19-15 ⇒添付画像。D12-雨水枡に土砂堆積。トヨタ新大阪の前 4)豊津駅前雨水枡のグレーチングが目詰まり。 ⇒添付画像。D12-雨水枡、目詰まり、豊津駅前 ※市議会の建設環境常任委員会の委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	1)、4)ご指摘いただきありがとうございます。担当部署より雨水枡の清掃をさせていただきます。 2)、3)当該雨水枡を確認したところ、府道及び国道沿いの雨水枡であったため、茨木土木事務所に清掃の依頼をしました。	道路室	R8.4.24	R8.5.7

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
D13-市道-片山町31号線の歩車道境界の両端に碎石が多数。清掃されたし。	標題について、大和大学北東交差点から大和大学の正門の向かい側の歩道とL型側溝部分、約200mに採石が多数。採石が雨水桝内に流れ込んでいます。 ⇒添付画像。D13-市道-片山町31号線・東側の歩車道境界の両端に碎石が多数 ・原因がわかれば、教えて下さい。 ※写真については、公表しておりません。	ご指摘の区間について、現地確認を行ったところ、片山町〇丁目〇番にある〇〇の敷地から碎石が前面の歩道に出てきていることを確認しました。駐車場への車両進入などにより碎石が民地から道路に出てきていると思われるため、〇〇の管理会社へ清掃と対策を依頼しました。	道路室	R8.4.24	R8.5.7
D14-片山公園の小川の土留め柵の丸太杭が腐食大で危険。	1)標題について、片山公園の人工小川の土留め柵の丸太杭数十本が長年、水に浸かり腐食大により、傾斜や抜け落ちで子供たちに危険が。 ⇒添付画像。D14-片山公園。丸太杭の腐食・傾斜・抜け落ちで危険・子供たちの遊びは、予測がつかない行動をします。ボール遊びでボールが小川の中に転がってきたら…。杭を持って上に。杭の上に乗ったら…。他。 ⇒添付画像。D14-片山公園-子どもたちに危険 2)この画像は、3年前ですが丸太杭の傾斜は既に見られます。 ・片山公園のパトロールは、要項・要領・指針などで定められているものと思います。樹木や遊具の点検は入札でされているのを見ますが、それ以外の点検はどのようにされていますのでしょうか？ ⇒日常の異状発生時は、毎日、公園内の掃除をされている方に委任をされませんか？。⇒過去に公園みどり室に電話で申し入れましたが、断られました。 3)片山公園の小川の土留め柵の丸太杭の改修は、今年度の予算要求をされていますか？ 4)今後、市民などが異状発見時、公園みどり室への連絡用電話番号を各種掲示看板に記載をされませんか？ ※市議会の建設環境常任委員会の委員長ならびに危機管理室に供覧を願います。 ⇒投稿に対しての回答文書に、供覧先への回付された供覧の回付月日(市民相談室に確認されて)の記載をお願いいたします。 ※写真については、公表しておりません。	令和8年4月27日付で公園みどり室にて供覧いたしました。片山公園のせせらぎの丸太杭につきまして、ご通報いただきありがとうございます。 現地確認し、取り急ぎ危険と思われる丸太杭は取り除きました。今年度中に杭の更新を実施する予定で進めてまいります。 公園施設の調査点検につきましては、遊具と樹木の一部につきましては、定期的に専門業者に委託して行っておりますが、その他の公園施設は、職員による巡回を実施しておりますが、市内に500箇所以上ある公園や遊園、緑地など現状把握が行き届いていないところもございます。警察や庁内関係機関からの情報提供もございますが、市民の方々からの情報提供が最も多く、とても感謝している次第であります。 なお、異常発見時の連絡先は、ホームページでご案内させていただいている連絡先にお電話いただきますと、時間外も警備員が応対し緊急時に備えておりますので、ご連絡いただきましたら、状況に応じて対応させていただきます。引き続き、吹田市の安全安心に努めてまいります。お気づきの点がございましたらご連絡いただきますようお願い申し上げます。	公園みどり室	R8.4.27	R8.5.1
D07-「片山公園コインパーキングの精算機屋根のシートが剥がれて有りません」	標題について、片山市民プール前のコインパーキングの精算機屋根のシートが剥がれて(入り口側のみ)、鉄パイプの骨組みだけになってます。 1)最近、菜種梅雨の時期で雨天の日が多いので、利用者は困っておられると思います。 ⇒添付画像。D07-片山公園コインパーキングの精算機屋根のシート無し(3月29日) 2)公園みどり室は、添付画像の状況をいつ把握されていますか？。状況把握の情報の入手元はどこからですか？ 3)私が現場発見から既に2週間が経過。改修予定はいつですか？。現場に掲示されたら… ※写真については、公表しておりません。	片山公園にありますコインパーキングはタイムズ24株式会社が運営しております。精算機屋根の不具合につきましては、運営会社に状況を説明し、早期に修繕していただくようお願いさせていただきました。 以上、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	公園みどり室	R8.4.10	R8.4.21

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
放置自転車の撤去依頼	放置自転車撤去をお願いします。放置して1ヶ月経過。 場所:豊中摂津線歩道(府道大阪府吹田市山田南52-5 スギ薬局前の歩道) 自転車情報:盗難防止番号は、「〇〇〇〇」 新しい電動自転車 鍵がかかっている 吹田市警察の調べでは、盗難被害届けがなく、自由に処分してよいとのこと。	市民の声にて、ご要望頂いております放置自転車の件につきまして、総務交通室より回答いたします。 現地を確認したところ、道路管理者である大阪府茨木土木事務所が警告をしており、令和8年4月23日の撤去に向けて手続きを行っているようです。 撤去については、今しばらくお待ちいただければと思います。 <連絡先> 大阪府茨木土木事務所 072-627-1121	総務交通室	R8.4.8	R8.4.10
紫金山公園山の地面が危険	紫金山公園山南側の池のほとりの地面がぼこぼこ沈下します。以前から沈下していますが、最近ひどくなりました。沈下の数が急に増えて、また深くなりつつあります。足を踏み外すと捻挫しそうです。検討をお願いします。 10年以上前に施工した排水の劣化が原因ではありませんか。	排水設備との因果関係はないと思われますが、広場の整地を実施する旨を電話でお伝えし、御了解いただきました。	公園みどり室	R8.3.23	R8.4.2
公園のトイレを子連れ、子どもにも優しく	末広公園のトイレがかなり古く、和式トイレ、立ちトイレで周りからも丸見えです。 小さい子連れの場合オムツを変える場所がないのと、幼稚園ぐらいの子だと子ども1人でトイレをするのも困難です。 改善希望です。	本市では公園便所基本計画に基づき、老朽化したトイレやバリアフリー基準を満たさないトイレにつきまして、計画的に更新を進めております。 末広公園のトイレは、令和8年度の更新工事に向けて設計を進めており、多機能トイレや便器の洋式化等を加味した新しいトイレとなる予定です。乳幼児用おむつ交換台やキッズトイレ等につきましては、規模の大きな主要公園や避難地指定公園については、検討を行い設置しているトイレもございますが、現在のところ、末広公園を含むその他のトイレで設置は考えておりません。 以上、御不便をおかけしておりますが、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	公園みどり室	R8.3.23	R8.3.31
千里南公園における〇〇の集会	本日、南公園で〇〇領事館主催?の〇〇文化交流行事がありました。 騒音が酷くて、極めて不快でした。見に行くと、日本人はほとんどいなくて、ただ〇〇が大音量の音楽をかけて踊っているだけ。恐怖すら感じました。折角の休日に公園を占拠して、騒音垂れ流している。これも、何らかの政治活動でしょうか。 管理者として、市は2度と許可しないで欲しい。 本件、念のため公安調査庁、警察外事、防衛省にも、通報予定です。	千里南公園で実施されておりましたのは、国際交流を目的とした〇〇の文化や食を知ってもらうためのイベントとして申請があったものです。公園や遊園は幼児から高齢者まで幅広い年代の方が体を動かしたり、休養したり様々な利用をする場所です。ご意見いただきました内容にあります何らかの政治活動ではありませんが、大音量を流してのイベントは公園周辺にお住まいの方々や他の公園利用者の迷惑となるものですので申請者に対して指導いたします。以上、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	公園みどり室	R8.3.9	R8.3.18

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
公園のゴミ	千里丘つなぐ遊園のゴミが気になります。 ベンチの周りが特に多い、食べた容器をそのまま捨てている模様。 草むらの中にゴミを投げ込んでいる人が多い。公園のゴミ箱はいつ回収されているのか、常に満杯です。ゴミを捨てないように対策を希望します。	千里丘つなぐ遊園のゴミの状況を現地確認し、清掃を実施しました。 ゴミの回収は週に1回月曜日に実施しておりますが、ゴミの量が多いことは認識しております。現在、市内の公園のゴミ箱は、家庭ゴミの持ち込み、不審火、カラスの増加等の問題もあるため、ゴミの持ち帰りを推進し、ゴミ箱は撤去していく方向で考えております。 千里丘つなぐ遊園につきましては、利用者に対するポイ捨て禁止とゴミの持ち帰りを啓発する看板の設置を実施するとともに、引き続き状況を注視して、ゴミ箱の運用方法や清掃方法について検討してまいります。	公園みどり室	R8.3.9	R8.3.17
北千里駅前のロータリーで駐車している車を取り締まってください。	北千里駅前のロータリー(花壇側)に駐車している乗用車を取り締まって欲しいです。バスやタクシーの走行を阻害しています。 2026年3月3日の21:45頃、バス停に停まっている乗用車がいて、バスがクラクションを鳴らしてもすぐには動かず、遅れて到着しました。	平素は本市行政に御協力いただきまことにありがとうございます。 当該道路の路上駐車取締りにつきましては交通規制を所管する吹田警察署に情報を提供してまいります。	総務交通室	R8.3.4	R8.3.5
山田東あおぞら遊園【遊具継続の懇願】	吹田市民です。昨年秋から「山田東あおぞら遊園」のすべり台含む遊具がテープが貼られ使用できないままです。毎日子供たちが集まる貴重な場所ですので、復旧して欲しいと強く思います。老朽化は理解しますが撤去する費用を予算するのではなく、使えるようにする予算を検討して欲しいと強く願います。地域の憩いの場を作ってください！！宜しくお願い致します！	市内の公園等の遊具につきまして、年に1回定期点検を実施しており、遊具の安全確認を実施しております。 山田東あおぞら遊園の複合遊具(すべり台のある遊具)につきましては、今年度の遊具点検の結果から、安全な利用が出来ないと判断し、使用禁止の措置を取っております。 遊具の更新については、市内の全公園の遊具点検結果から、遊具の利用状況等を考慮して優先順位を検討し、実施しておりますが、再開に一定時間を要します。 更新の際には、自治会を通してご相談させていただく予定ですので、御協力のほどよろしくお願い致します。	公園みどり室	R8.2.13	R8.2.19
C112-「今季“最長で最強の寒波”襲来の報道で“水道管の凍結に注意”」の周知が必要。	標題について、1月16日に気象庁から、低温と降雪量に関する早期天候情報が発表。“来週は鍋底寒波が襲来へ、厳寒と大雪”の報道があり、また大寒の20日、数年に一度レベルと言われる“今シーズン最長の寒波”が日本列島を…の報道がTVやネットで有りました。 ・近隣他の自治体では、HPで“水道管の凍結に注意”を住民に周知されており、吹田市においても市民に周知が必要と思います。 ⇒添付画像。C112-天気予報-気温。1月21日～27日。最低気温が0度～マイナス1度。 ⇒添付画像。C112-水道管の凍結に注意。7つの自治体のHP ※写真については、公表しておりません。	平素は本市水道事業に御理解と御協力を賜わり厚くお礼申し上げます。 寒波に伴う水道管凍結注意の広報につきましては、令和8年1月22日(木)に本市におきまして低温注意報が発令されたことを受け、本市ホームページにおいて「水道管の凍結に御注意ください！」という件名でお知らせを掲載し、併せて水道部公式SNS(X)におきまして発信しているところです。 今後も「水道」に関する広報に努めてまいります。	水道部 総務室	R8.1.21	R8.2.2

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
吹田市と摂津市をつなぐ道路について	前回徐行の作業をするとの回答をいただいてから何も作業はされていません。全く状況は変わっておりません。むしろバイクの交通量は増えている一方です。朝の5時から夜の12時までひっきりなしに通っております。朝晩、バイクが通るたびに騒音に悩まされて不眠です。特に7時台のバイクの交通量は異常です。あまりにもうるさいので1分間で何台通るか確認したら6台もたった1分間で通っています。いくら商業土地と言えども住宅、マンションが建ち並ぶ住宅街です。今まで自転車は通ってもバイクはほとんど通らなかった道路です。なぜ今まで静かに暮らしていたのに騒音で睡眠も邪魔され我慢して暮らさないといけないのでしょうか。 また〇〇の横の道からもバイク、自転車が通っています。先日大型自動二輪がわざわざ通るのを目撃、すれ違いました。ナンバー〇〇です。家を出るのも、車の出し入れも本当に大変です。十三高槻線が出来てからです。それまではバイクはほとんど通っていません。周りの道路に弊害が出てきていることを考えてください。この辺りは摂津市との近隣の場所でもあります。摂津市ともう少し協力して解決の行ってください。この道路しか摂津市と吹田市をつなげる道路がないのかと思うと本当に腹立たしいです。 吹田市は南千里や北千里などだけではなくありません。他の道路ばかり整備をせずに岸部地区にも目を向けてください。検討しなければならない場所はもっとあると思います。もう少し真摯に対応をしてください。	当該道路について、現地確認を行いました。現在のところ、物理的にバイクの交通量を直接抑制する方法や騒音を軽減する効果的な対策が難しい状況です。そのような中でも、少しでも騒音軽減につながる対策として、車両のスピード抑制を目的とした注意喚起の路面標示を令和8年2月に実施いたします。 今後も摂津市および警察等の関係機関と連携し、生活環境の改善に向けて検討を重ねてまいります。	道路室	R8.1.21	R8.1.30
吹田市公園の使用について	吹田市にある竹見公園についてです。 竹見公園によく行くのですが、平面の所で平日週に三日程度の9時30分頃から12時頃迄高齢者の団体がゲートボールを派手にしています。 公園は、皆が楽しむ所ですので規制は出来ないのですが、平日の子供の活動時間に広い平面を使われると不公平なのではないかと思えます。 3月迄遊具のある所も使用出来なくなるので、子供を遊ばせる場所が少なくなってしまうです。 広々と使用されているので、ボールも色んな方向に跳んで行くため子供をトイレに行かせる際に気をつけないといけません。 蜂がいる木も中々撤去されないですし… 近くには園庭がない保育園も複数あるため、坂になっている所で狭そうに園児を遊ばせているので、一般の子供は竹見公園で遊べません。せめて、ゲートボールを平面の半分位まで狭くしてくれたら、皆少しの我慢で遊べるのではないのでしょうか？	ご指摘のとおり公園は、幼児から高齢者まで幅広い年代の方が体を動かしたり、休養したり様々な利用をする場所です。対象となる団体に対して、譲り合って公園を利用するよう指導してまいります。 以上、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	公園みどり室	R8.1.16	R8.1.29

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
豊津公園のトイレについて	豊津公園のトイレが大変汚く古いため、新しくしてください。 大人でも使用するのを躊躇ってしまう程老朽化しており、特に男性用トイレはプライバシーが保護されておりません(外から見えます)。 最低限の大切な設備だと思います。 よろしくお願いいたします。	本市では公園便所基本計画に基づき、老朽化したトイレやバリアフリー基準を満たさないトイレにつきまして、計画的に更新を進めております。 豊津公園のトイレは、これまで和式便器の洋式化による改良や、週3回の定期的な清掃に努めておりますが、現在更新工事に向けての設計を進めております。 以上、御不便をおかけしておりますが、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	公園みどり室	R8.1.21	R8.1.28
遊歩道について	いつも吹田市にご尽力いただきありがとうございます。 毎晩7時頃に岸边から吹田に通じるJR線路沿いのレールウェイ遊歩道を散歩しておりますが、自転車に乗って走行する方をたくさん見受けれます。 こちらは自転車走行禁止の区域にも関わらず、走行している方が何度も見受けられ、本当に困惑しております。 お年寄りが散歩をされている事もあり、とても危険だと思います。 自転車に乗って走行している方を注意する事もありますが、言い返される事もしばしば。 もっと大々的に禁止と分かるように出来ませんか？ 猛スピードで走行されると事故につながると思います。 自転車が入らない様に柵をしていただく事も検討して欲しいと思います。 もっと高齢者に優しい吹田になりますように。	緑の遊歩道の自転車走行については市としても苦慮しているところ です。自転車が入らないような柵を設置すると車いすなどの利用が できなくなり、バリアフリーを考慮した形状となっています。 また、看板等啓発については、以前に同様の要望を受け付けており、 路面標示を行い、自転車利用者に啓発しております。 新たな看板設置については、今後の状況により検討いたします。ご 理解いただきますようお願い申し上げます。	道路室	R8.1.13	R8.1.19

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
千里山西4-35の東の交差点で自転車通行違反3	>啓発看板の作成について、本市では、内容に誤りがあってはいけないこと、分かりやすい文体、用字及び用語を用いた分かりやすい文章で記さなければならないこと等を公文書の作成の指針としております。 何がおっしゃりたいのでしょうか。そのことは尋ねておりません。何か主張したいことがあるなら、結論まではっきり書いてください。 こちらは今回の文章が不適切だと主張しているのですから、それに対する認識をお示してください。 あえて回答文の意図を読み取るなら、今回の「自転車・歩行者は交通ルールを守って通行しましょう」とい文章は、 ・「何を、どうすべきなのか」がわからないという点で、分かりやすくない という、指針から外れたものだったということでしょうか？ では、なぜ指針に従って作成しなかったのか、お答えください。 あとメールの件名が「市民の声について」では、どの市民の声に対するものかわかりません。他の部署でも同じことをしていました。事務手続きは正確に行ってください。	平素は本市行政に御協力いただきまことにありがとうございます。看板については、警察等と連携し、内容に誤りがなく、分かりやすい文体、用字及び用語を用いた分かりやすい文章としているところですが、頂いたご意見を真摯に受け止め、多くの方に分かりやすい看板とするように努めてまいります。 この度は貴重なご意見を頂きありがとうございました。	総務交通室	R7.12.26	R8.1.7

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
千里山西4-35の東の交差点で自転車通行違反2	10月9日に頂いた回答の通り、交差点に「自転車・歩行者は交通ルールを守って通行しましょう」という巻き付け看板が設置されました。 この文章は抽象的で、「何を、どうすべきなのか」がわかりません。これでルール違反が減ることはまずないと思われます。 そもそも歩行者信号で進行している自転車は「交通ルール違反をしている」という自覚はないと思われます。ルール違反をするなら信号を無視して進行する筈です。 「誰が、どのときに、どこを通るべきか」が明確でないと意味は伝わりません。 例えば「車道を通行する自転車は、車両用信号に従ってください」であれば文字数もほぼ増えずに済みます。 千里山駅前の踏切に「自転車は降りて下さい」という垂れ幕がありますが、ほとんどの自転車は降りていません。このことから、文章を直したところでルールは守られないでしょう。しかし、予算を費やして看板を作るのであれば最大限の効果が望める物にしてください。ほぼ意味のない看板なら、作る意味がありません。 今回のような効果の見込めない看板を作ることは、市役所は子供の安全を考えておらず、「言われたから対処した」という責任回避に見受けられます。 以前、「市職員の文章スキルが低すぎる」という問い合わせも行っていましたが、市役所の文章スキルにはまだまだ改善の余地があると思われます。	平素は本市行政に御協力いただきまことにありがとうございます。 啓発看板の作成について、本市では、内容に誤りがあつてはいけないこと、分かりやすい文体、用字及び用語を用いた分かりやすい文章で記さなければならないこと等を公文書の作成の指針としております。 今後、頂いたご意見を参考に最大限の効果が望める看板の作成に努めてまいります。 以上、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。	総務交通室	R7.12.19	R7.12.26
市内の公園利用について	吹田市の公園で小学生の陸上チームが練習をしていることに苦言です。 公園は市民の場にも関わらず、千里南公園や津雲公園を私物化して占有している小学生集団がいる。 先日、孫と散歩時にも接触しかけた。 指導者らしき大人に注意をしたが、「うるさい、ジジイ」と言われた。 吹田市として公園のあり方、利用方法を整理し、悪質なチームには利用禁止措置を願う。	本来、公園は自由利用が原則であり、多くの市民ランナーが公園内でジョギングを楽しんでいますが、公園の独占的な使い方や利用者同士の接触を誘発する行為はあるべきではございません。対象となる集団に対し、迷惑となる行為や他の公園利用者との接触事故を起こさないよう指導してまいります。 以上、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	公園みどり室	R7.12.16	R7.12.25

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
千里丘中から千里丘北小正門前までの横断歩道、ミラーなど希望	千里丘中エリアから関電の社宅の横を通って千里丘北小側に、または千里丘北小から千里丘中側の保育園に行く人が多いのですが、道の見通しが悪いです。横断歩道とミラー(北小側に)をつけて欲しいです。以前は坂を上がりきったところに横断歩道はつけられないと回答をいただきましたが、長野東エリアには坂の真ん中に停止線がある四つ角もあります。今、関電の社宅は誰も住んでいないようで、その前の平たいところに横断歩道をつけるなど、調整できないでしょうか。路駐があると、見通せなくて危ないのです。無理ならカーブミラーだけでもお願いします。	横断歩道の設置について 警察に確認したところ、横断歩道の渡り先が民地となるため設置できないとのことです。ご理解頂きますようよろしくお願いいたします。(担当:総務交通室) カーブミラーの設置について ご要望個所の確認のため、電話・メールにて問合せさせていただきましたが、ご不在だったため、カーブミラーの設置希望箇所を下記までご連絡いただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。 吹田市土木部道路室 維持補修グループ カーブミラー担当 TEL:06-6831-9371 Mail: douro@city.suita.osaka.jp (担当:道路室)	総務交通室、道路室	R7.12.3	R7.12.16
JR吹田駅北駐輪場とJR改札地下通路の連絡について	JR吹田駅東側地下通路(駐輪場出入口)と、JR吹田駅地下改札の有る通路はドアを一枚隔てただけであるのに行き来ができず不便です。駐輪場利用者のほとんどはJR吹田駅利用者です。朝の時間帯はスロープを上り下りする人が頻繁に行き交い、衝突寸前の事例も多発しています。JRと協議し現在鎖錠されている地下通路間の隔壁ドアを開放し、行き来がスムーズにできるようにしてください。また、不可で有る場合はその理由を開示してください。(駐輪後地上に上がる人と今から駐輪する為にスロープを下ってきた人が交錯しています)	JR吹田駅東側地下通路(駐輪場出入口)とJR吹田駅地下改札の有る通路の間におきましては、JR東海道線直下のアンダーパス(片山高浜線)が通っており、通路等設置できる状況ではございません。ご理解いただけますと幸いです。また、スロープ通行時の安全確保につきましては、掲示物等で注意喚起してまいります。	総務交通室	R7.11.25	R7.12.1

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
市職員の文章スキルが低すぎる2	11月7日の土木部総務交通室の回答は、市職員の文章スキル、さらには論理力の低さを証明するものです。 >「吹田市自転車等の放置防止に関する条例」施行当初は分類がされており、一般的に理解されやすい この文章は、以下のどちらの意味か不明です。 1. 条例に書かれていた言葉だから、市民は条例を読んで知っている 2. 条例には理解されやすい言葉が使われるから「ミニバイク」も理解されやすい言葉である 根拠が十分に説明されていないため、複数の意味にとれます。このような文章はビジネス文書として不適切です。 仮に1だとした場合、以下の理由によりその理屈は成立しません。 ・市民がすべての条例文を読み、把握しているわけがありません ・吹田市内にいるのは吹田市民だけではありません(他市の市民は吹田市の条例を把握していなくて当然) ・現在の条例に「ミニバイク」という言葉はありません 仮に2だとした場合、以下の理由によりその理屈は成立しません。 ・条例にある言葉だから理解されやすいことにはなりません。法律の文章はわかりにくいとは、一般的にいわれていることです ・条例に不適切な言葉が使用されることはあり得ます > 条例対象外のバイクが駐車可能であるという趣旨ではございません ・市の掲示文からは「条例対象外のものも含めて停められない」とは読み取れません ・市民は掲示文に書いてないことを読み取れる超能力者ではありません ・警察が取り締まるなら、なおさら「オートバイ」など包括的な表現を用いるべきです いずれの回答も、「バイク」か「オートバイ」もしくは「二輪車」と書かずに「ミニバイク」と書いた理由になっていません。 ビジネス文書は、相手に誤解なく意図が伝わるのが重要です。「書いてないことまで読み取って欲しい」というのは、自分の表現の不備を棚に上げた、読み手に対する甘えです。 これはビジネスの初歩であり、多くのビジネス書に書いてあることです。平均年収606.5万円の社会人がそれを知らないのはあまりに恥ずかしいことです。	平素は本市行政に御協力いただきまことにありがとうございます。「市職員の文章レベルが低すぎる2」につきまして頂きましたご意見を真摯に受け止め、今後の放置自転車等対策業務に活かしていきたいと思えます。 この度は貴重なご意見を頂きまことにありがとうございました。	総務交通室	R7.11.10	R7.11.21

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
北千里駐輪場について	・翌日以降の出張に向けて旅立つため、11日夜(駐輪場管理人不在時間)に自転車を停め、13日夜(駐輪場管理人不在時間)に出張から帰ってくると、無断駐輪とされ係留されていた。管理人不在のときに駐輪場を使うためにはどうしたらいいのか。 ・係員を常駐させるのは現実的でない。しかしながらライフスタイルの関係で管理人滞在時に使用できない人もいることから、箕面萱野駐輪場のようなゲート管理の導入を検討していただきたいです。	現地より留置きのルールについて聞き取りを行い確認いたしました。阪急北千里北自転車駐車場については、1日目は鍵をせず、2日目以降になると鍵をかける対応のようでした。場内掲示のとおり2日以上となる場合は、申し出て頂きますようよろしくお願いいたします。事前に電話で結構ですので管理人までお知らせください。連絡なく10日以上駐車されますと移送対象となりますのでお気を付けください。 また、自動化についてですが、市内自転車駐車場につきましては順次自動化されており、現在一時利用が手売りされている自転車駐車場は32施設中5施設です。北千里につきましては、構造上の問題でゲート化が難しい施設となっております。どのような形で自動化を行うか今後検討してまいります。 阪急北千里駅前北自転車駐車場 連絡先 06-6835-2627	総務交通室	R7.11.14	R7.11.20
C92-11月の令和7年「自転車マナーアップ強化月間」の実施について周知が必要。	標題について、大阪府が10月2日にHPに掲出されていますが、吹田市HPの新着情報には掲出されていません。令和8年4月より自転車の交通違反に反則金が科されることから市民への周知が必要と思います。他市では、10月に周知されています。 ⇒添付画像。C92-令和7年「自転車マナーアップ強化月間」のポスター ・市では、昨年10月25日に市HPに「自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されます(令和6年11月1日施行)」を掲出され、1年が経過しましたが、現状の市民のルール・マナーの遵守については、法の施行まで残り5か月では困難かと思われます。 ・大阪府交通対策協議会の強化月間の重点は「自転車の交通ルール遵守の徹底。自転車のヘルメット着用の推進。放置自転車の追放」の3項目。 ・大阪府交通対策協議会の強化月間の進め方(抜粋)「市(区)町村を中心として、地域住民と一体的な交通安全運動を展開する。」 ⇒添付画像。C92-「自転車マナーアップ強化月間」の進め方 ・新聞・ネットのニュースでは、先週から多くの報道がされています。大阪では昨年、自転車の死亡事故が34件発生し、2年連続全国ワーストとなった。 ⇒添付画像。C92-車で違反しなくても…自転車の違反で車の免停347件。大阪で激増。サンケイ新聞10月31日 [要望]:市HPの「防犯・交通安全のサイト」。吹田警察署のリンク先の貼り付けがあれば、市民には便利と思います。 ⇒添付画像。C92-「防犯・交通安全のサイト」。吹田警察署のリンクを※市議会の財政総務常任委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	平素より、本市行政に御理解と御協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。 本市のホームページに警察署のホームページのリンクを貼付けるには、関係各所との協議等が必要になるため、即時での対応はいたしかねます。 しかし、ご要望いただいた内容は、市民にとって便利であることは理解しておりますので、関係各所に働きかけてまいります。 また、大阪府警のホームページでは交通安全等についてより多くの情報を得ることができますので、そちらをご参照ください。 以上、御理解賜りますようお願い申し上げます。	総務交通室	R7.11.4	R7.11.18

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C88-2。「出口町1号線ほか道路改良工事」の自治会・市民への周知について	標題について、工事が始まっていますが、植樹柵の中に設置されていた“横断歩道の規制標識”が2か所撤去されています。前方の車に追従している場合は、横断歩道の視認性が低下します。 ⇒添付画像。C88-2。横断歩道標識撤去 ⇒添付画像。C88-2。通学遠足などでの横断。 1)通勤・通学・買い物などで通行される方がおられますが、吹田警察署との事前協議は、いつされましたでしょうか。仮撤去の期間中の措置、復元工事の時期・方法などの協議はどのようになっていますか？。工事業者の方には、どのような指示をされましたか？。 ⇒個人的には、横断歩道の標識の撤去時期をこんなに早くせずに、植樹柵の解体時に合わせてされたら、標識の無い期間が短くて済みます。もし可能であれば、標識の仮移設を先行されれば良かった。 2)学校・父兄、自治会への周知は、できているのでしょうか？。 ※安心安全の街づくり宣言の担当部署の危機管理室に供覧を願います。 ※市議会の建設環境常任委員長に供覧を願います。 ※市議会の健康福祉常任委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	平素は、市政発展のためにご協力いただき、厚くお礼申し上げます。 令和7年10月30日に「市政に対するご意見・ご要望」でいただきました問い合わせについて、以下のとおり回答いたします。 令和7年9月に工事全般及び標識移設後の位置や構造について、吹田警察と協議を行っています。道路交通法第80条の規定に基づいた協議で示された施工条件や指示を遵守し工事を行っています。 現場の状況を確認し、撤去した標識について移設完了までの間、仮設置するよう指示し、11月5日に仮設置が完了しています。また、仮設置期間を短縮できるよう、工程計画の再検討を行います。 以上、御理解のほど、よろしくお願いいたします。	道路室	R7.10.30	R7.11.11

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C88-3。「出口町1号線ほか道路改良工事」の自治会・市民への周知について	1) 標題について、工事が始まっていますが、地域住民・学校・保育、幼稚園・父兄、自治会への周知は、出来ているのでしょうか？。また車道を通られる車の運転手への工事に伴う片側交互通行の期間について周知が必要と思います。 ・工事延長が400m余り有り、周辺住民の生活圏は、西向き(阪急豊津駅・スーパーライフ)と東向き(JR吹田駅北口・スーパーOASIS)の2方向に分かれています。工事の看板は西端に設置で東側には有りません。 ・工事概要図は、山手地区公民館の掲示板に掲示されていますが、道路向かいにあり、車道2車線の横断になります。自治会の回覧も無く、東向きの生活圏の住民の方は口コミでの情報収集になります。 ⇒添付画像。C88-3。公民館の掲示板 ⇒添付画像。C88-3。山手小学校の郊外学習 ⇒添付画像。C88-3。片山保育園の駐輪状況 2) 車道を通られる運転手の方の中には、「何の工事？、交互通行はいつまで？」…とっておられるかも…。工事中の看板の設置場所は、横断歩道の停止線の少し横に設置。⇒「朝の通勤時間帯は学童の横断や急いでいるので見てられへん」の状況。 ⇒添付画像。C88-3(右下)。水道の工事予告看板のように設置されませんか？。 3) 今回の工事で、ガードマンの歩道への配置で市民の安全確保が必要。他に吹田市道路室が発注の過去の工事で、ガードマンが不在・不足の現場が有り常態化。10月27日投稿のC88-1でもガードマンの配置について2か所有り。 ⇒添付画像。C88-3。ガードマンの歩道への配置が必要。他、ガードマン不在・不足。計4か所 ・道路室は、残りの工事区間について施工業者に、吹田警察署に申請の道路使用許可申請書に添付の交通整理図に記載のガードマン配置図のと通りの施工指示を願います。	(1) 工事の周知について 10月27日にお問い合わせいただき、11月5日に回答した内容どおり、本工事の発注前と着手前に周辺自治会に説明しております。 (2) 工事予告看板について 近隣の方々に広く周知がなされるよう工事区間の東端及びくすのき遊園前の2箇所に工事看板を設置しておりますが、今回のご意見を受け、西端、東端付近に工事予告看板を追加設置いたします。 (3) 交通誘導員の配置について 交通誘導員は、吹田警察署と道路交通法第80条の規定に基づいた協議を行い、許可を得て配置しています。今後も通行者の安全確保を損なわないよう道路使用許可条件を遵守し工事を継続して参ります。 (4) 視覚障がい者への配慮について 植栽帯の撤去前に先行して点字シートの貼り付けを行うことや、植栽帯撤去後、横断防止柵を設置するまでの期間はカラーコーンによる歩車道分離措置を行うよう工事工程を見直し、歩道の鉄製ポールについては、視覚障がい者の通行に配慮して、点字シートの設置に合わせて撤去するよういたします。 以上、御理解のほど、よろしくお願いいたします。	道路室	R7.11.5	R7.11.11

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	4)視覚障がい者の方は、介助者がいない時には、植樹柵の縁に白杖の先を当て、“コンコン”という音で歩道の端の位置を認識して歩行されています。(除く弱視の方) ⇒添付画像。C88-3。視覚障がい者と介助者の有無 ・植樹柵が除却されると、頼りにしていた白杖の先を当て、“コンコン”という音での認識が出来ずに困られると思います。 ・私が過去に時々見かけていた視覚障がい者の方が進路誤りをされ、声掛けでいつもの進路へ…。カーブしている道路や途中で車・自転車や人などイレギュラーが生じると、位置・方向感覚に迷いが生じていそう。 ⇒添付画像。C88-3。視覚障がい者-進路誤りで声掛け 5)歩道の真ん中にバイクの侵入防止の鉄ポールの撤去は、点字タイルを施設されるまで撤去されない方が良さそう。白杖の先の“カンカン”という音で、位置の認識が出来ます。 ※福祉部 障がい福祉室ならびに“安心安全まちづくり”の主管部の危機管理室に供覧を願います。 ※市議会の健康福祉常任委員長に供覧を願います。 ※市議会の建設環境常任委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。				

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
市職員の文章スキルが低すぎる	以前、「不親切な案内が多い」の題で、市の案内に不親切なものが目立つと、文章がおかしい掲示物を複数指摘しましたが、まだおかしい掲示物があったため、ご報告します。 千里北公園の周囲などに掲示されている「自転車・ミニバイク放置禁止区域 この周辺に自転車・ミニバイクを置くと撤去します！」という掲示物です。 ●問題:「ミニバイク」という分類はない 「ミニバイク」は正式な分類名ではありません。 免許でのバイクの分類は「原付」「小型限定」「普通二輪」「大型二輪」です。 「ミニバイク」が何を指すのか不明瞭です。 ●問題:ミニバイク以外は停めて良いと読める 「ミニバイク」が何を指すのかはともかく、現在の文章だとミニバイク以外のバイクは停めても良いこととなります。ミニバイクを「原付と小型限定」と解釈すれば、普通二輪と大型二輪は停めても良くなります。 「ミニバイク」に限定する必要はなく、「バイク」か「オートバイ」もしくは「二輪車」と書けばいい話です。 【質問】 前回の指摘を合わせると、文章のおかしい掲示物があまりに多すぎます。 吹田市役所の平均年収は606.5万円です。それだけの給与をもらっていながらこんな簡単な文章も書けないのは社会人として論外です。なぜここまで文章スキルが低いのか、今後どう改善していくのか、ご説明ください。	平素は本市行政に御協力いただきまことにありがとうございます。 「市職員の文章スキルが低すぎる」のご意見につきまして次のとおり回答いたします。 御指摘のとおり現在「ミニバイク」との分類はございませんが「吹田市自転車等の放置防止に関する条例」施行当初は分類がされており、一般的に理解されやすいとの判断で現在も使用しております。 また道路交通法で規制されている区域については、どのバイクでも駐車禁止規制に基づき警察によって取り締まりが行われますが、その中でも上記条例により自転車等を吹田市が撤去することを知らしめるための掲示であり、条例対象外のバイクが駐車可能であるという趣旨ではございません。 以上御理解いただきますようよろしくお願いいたします。	総務交通室	R7.10.24	R7.11.7

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C88-1。「出口町1号線ほか道路改良工事」の自治会・市民への周知について	標題について、工事延長が400m余り有り、この糸田川の暗渠・歩道の植樹柵の除却により、歩道の幅員を広げる工事が先週から始まりましたが、自治会の回覧板での周知は有りません。 1)この歩道は、通勤・通学・通園(3園)・近隣のスーパーへの買い物など周辺住民の利用者が多いです。吹田市は、出口町・片山町・山手町の自治会に工事概要(植樹マスの除却)・工事工程・工事方法・通行人の安全確保などについて事前協議はされましたのでしょうか？。 ⇒添付画像。C88-1。道路工事中の看板。工事期間:令和7年8月18日～令和8年2月27日 ⇒工事開始が、8月18日～の記載がありますが、実際は10月20日頃から始まり、約2か月の遅れ。自治会には、どのように説明をされていますか？。 ・工事概要図については、出口町の住民から「山手地区の公民館の掲示板に貼ってあります」を聞いて初めて知りました。公民館は工事箇所の道路の反対側に有り、通行人の目には触れにくいです。 2)歩道の真ん中にバイクの侵入防止のためのポール(約10本)が立っていますが、撤去されるのでしょうか？。撤去されるに当たって、自治会長の了解を得ておられますか？。 ・3年ほど前に、ポールの撤去を道路室にお願いをしましたが、「自治会長の承諾が必要」と言われ、断念しました。 ⇒添付画像。C88-1。歩道のポールとシニアカー 3)植樹帯の除却について各自治会長様との協議はされていますか？。協議をされたとしましたら、いつ協議をされたのでしょうか？。 ・平均寿命の伸びから、高齢化が進み、体力低下の高齢者も増加。歩行の途中で植樹柵の縁に座って一息つかれる姿を見かけます。リハビリでの歩行者も。植樹帯を除却されるのであれば、寝たきり者が増えないように、外出歩行者支援のために座って一息つけるような簡単なイス様(腰掛)の物の設置をお願いいたします。	平素は、市政発展のためにご協力いただき、厚くお礼申し上げます。令和7年10月27日に「市政に対するご意見・ご要望」でいただきました問い合わせについて、以下のとおり回答いたします。 (1)暗渠について 糸田川上流暗渠の建設時期を担当部署に問い合わせたところ、平成17年に国から本市へ譲与されており、床版の設置等の詳細な時期は確認できませんでした。 (2)地元への説明について 本工事の発注前と着手前に、周辺地域に対しては、以下のとおり自治会への説明と意見の徴収を行っております。 令和7年5月 工事及び植栽帯撤去について、地域の皆様からの意見徴収を山手地区連合自治会長に依頼させていただきましたが、工事及び植栽帯撤去に関する御意見等はございませんでした。 令和7年9月 工事内容や施工開始時期について山手地区連合自治会長及び片山地区連合自治会長に工事案内の送付と説明を行いました。また、近隣の単一自治会長にも工事案内の送付を行いました。さらに、工事開始直前には沿線の方々へ工事案内を配布し周知を図りました。これらの中でも工事及び植栽帯撤去に関する御意見等はございませんでした。 (3)工事と警察協議について 本工事は、本市が策定した「吹田市バリアフリー基本構想」に基づき、現在歩道上に存在する植栽帯や単柱状の車止め(ポール)を撤去し、歩道の有効幅員を広げ、視覚障がい者誘導用ブロックを設置するものです。	道路室	R7.10.27	R7.11.5

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	⇒添付画像。C88-1。高齢者腰掛。暗渠歩道 ⇒添付画像。C88-1。高齢者。糸田川沿い ⇒添付画像。C88-1。高齢者腰掛。豊津駅前 4)泉大津市で、暗渠・歩道の天板が破損落下で通行禁止に。糸田川暗渠も建設から50年ほど経過。大丈夫なのでしょうか？⇒糸田川の暗渠の施設年を教えてください。 ⇒添付画像。C88-1。泉大津市の暗渠・歩道の天板が破損落下で通行禁止 5)現在の工事状況は、植樹柵内の土の除去作業。これから植樹柵の除去作業が始まると車道・歩道の安全確保が更に必要となります。 ⇒添付画像。C88-1。植樹柵除却作業。警備員不足。1名では車道の交互通行、歩道の誘導は困難と思います。 ⇒添付画像。C88-1。植樹柵剪定・警備員不在。吹田警察署に道路使用の許可申請がされているのか疑問。 ・高齢者、児童の通学路、点字ブロックが有ることから視覚障害者などの通行時の安全確保が必要。 ※福祉部 障がい福祉室ならびに“安心安全まちづくり”の主管部の危機管理室に供覧を願います。 ※市議会の健康福祉常任委員長に供覧を願います。 ※市議会の建設環境常任委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	新たに休憩できるようなベンチの設置につきましては、地元自治会からの要望があれば検討することも可能ですが、設置場所によってはベンチが交通阻害となることやベンチに人がとどまる事で生じる騒音やゴミ等の問題の起因となることもあります。道路管理者としましては、沿線や近くに公園や遊園がございますので、それらを休憩する場所として利用していただきたいと考えております。 本工事の施工にあたり、交通誘導員の配置等は、吹田警察署と道路交通法第80条の規定に基づいた協議を行っております。 以上、御理解のほど、よろしくお願いいたします。			
歩道のへこみ補修後のご対応について	千里山佐井寺図書館向かいの歩道につきまして、復旧されましたが、車止めのポールについて、吹田市の担当者は確認されましたか？ 元々設置されていたポールと違うものになっています。 元のポールに戻していただくようお願いします。 ポールの太さも異なっています。 仮のもので、後日、取り替えるのでしょうか。 強度が気になるのと、景観が悪くなりました。 ご対応、よろしくお願いいたします。	令和7年10月18日に吹田市道路室へ問い合わせいただきました件について回答いたします。 千里山佐井寺図書館向かいの歩道部にある車止めポールについて現場を確認いたしました。 現在、道路工事施行承認申請者に確認中でございます。 お時間がかかってしまい申し訳ございませんが、確認ができ次第、改めて回答いたします。	道路室	R7.10.20	R7.10.31

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C82-豊津駅前踏切に「非常時用押しボタン」の設置依頼の要請	標題について、11日午後7時すぎ、上新庄の阪急京都線の踏切で、52歳の女性が特急電車にはねられて死亡されました。 ⇒添付画像。C82-上新庄の阪急京都線の踏切で人身事故ニュース・豊津駅前の踏切では、今年の6月に高齢者の方が踏切内に閉じ込められ、淡路方面行きのため電車は、出発待ちで駅員に助けられました。 ⇒添付画像。C82-豊津駅前踏切内、閉じ込め ・豊津駅前の踏切では、先月に腰が曲がった手押し車の高齢者の方が踏切内に閉じ込められ、目の前でしたので遮断機の棹を持ち上げ、手助けができました。北千里行きの電車で手前の反対側で焦らずに対応ができました。 ⇒これが、北千里行きの線路の場合は、対応が出来たかは、疑問が残ります。 1)この踏切には、非常時用の押しボタンが3か所しかありません。画像上の手前にも押しボタンが必要です。朝夕の通勤時間帯は列車の本数も多くなり、遮断機が上がった…と思ったら、直ぐにカンカン…と遮断機が降り始めます。高齢者には踏切を渡りきる時間があるように思えません。まずは押しボタンの追加設置を阪急電鉄に申し入れをお願い致します。 ⇒添付画像。C82-豊津駅前踏切。非常時用押しボタン追加要 ※市議会の財政総務常任委員長に供覧を願います。 ※現地を見られる時は、朝よりも夕方のラッシュ時が高齢者の通行が見られます。 ※写真については、公表しておりません。	阪急電鉄からの回答は以下のとおりでございます。 このたびは踏切非常押しボタンの増設につきましてご意見をお寄せいただき、ありがとうございます。 当社では、関係法令および技術基準に基づき踏切道に対して必要数の踏切非常押しボタンを設置しており、踏切道両側の2か所に踏切非常押しボタンを配置しております。 当該踏切道も同様となっており、当社線内の各踏切道との整合や施工計画上の理由から、現時点で踏切非常押しボタンの追加は難しい状況です。 一方で、当社では踏切道の安全性向上策として、現行の障害物検知装置と比較して人を含む障害物をより細かい範囲で検知できる空間検知式の障害物検知装置の導入を、各踏切道の状況を踏まえた優先順位により進めております。 いただいたご意見は重要なものとして記録し、空間検知式の障害物検知装置の導入までの期間については踏切非常押しボタンの視認性・案内性の改善等を検討いたします。 また、当該踏切道の周辺環境の大幅な変化や設置基準の見直し等が生じた場合には、必要な対応を再検討してまいります。 このたびは貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。 以上、よろしくお願いいたします。	総務交通室	R7.10.15	R7.10.29

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
千里北公園の水遠池の南西の小道のバリアフリー法適合状況について 8	〈質問6-1〉出入口は特定公園施設か 公園の出入口が特定公園施設かどうかという件について、10月7日のメールで市から国土交通省に問い合わせた際の回答を送っていただきました。 市は国交省が「全ての出入口が特定公園施設ではないことは分かるはず」と説明したと書かれていますが、回答からはそうは読み取れません。 国土交通省の回答にあったのは、ガイドラインと省令の以下の部分です。 ―― ・◇:望ましい整備内容 ・都市公園移動等円滑化基準の第三条一号から第七号の基準に適合する園路及び広場を、「移動等円滑化園路」という。 ・移動等円滑化園路の考え方 ・◇:可能な限り移動等円滑化園路を複数確保することが望ましい (園路及び広場)第三条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成十八年政令第三百七十九号。以下「令」という。)第三条第一号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ―― 以上から「全ての出入口が特定公園施設ではない」ことは導けません。市が主張している「起点」という言葉も出てきません。	〈回答6-1〉 10月7日の回答に記載の、国土交通省から頂いた回答メールの内容と重複いたしますが、「バリアフリー法施行令」第3条における特定公園施設の定義、及び「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令」第3条における園路及び広場の基準により、出入口と各公園施設との間の経路を構成する園路及び広場が特定公園施設となっており、出入口単独で特定公園施設として位置づけられていないことがわかります。 これが「すべての出入口が特定公園施設ではない」ことの根拠になります。 〈回答6-3〉 問題はないと考えております。 なお、今後、同じ内容の質問をいただいた場合については、説明の繰り返しとなることから、回答を差し控えさせていただきます。	公園みどり室	R7.10.8	R7.10.21

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	そもそもガイドラインと省令から「全ての出入口が特定公園施設ではないことは分かる」のであれば、 ・私が最初に質問したときに市からそういう反論が来る筈 ・私が国交省に問い合わせで「出入口は特定公園施設に当たる」という回答が来る筈がない ・国交省のメールにそう断言した記載がある筈(現時点では吹田市が『国交省がそう言った』と証言しているだけ) といった疑問点が浮かびます。これは不自然です。 「すべての出入口が特定公園施設ではない」という根拠がない以上、私が国交省からいただいた「出入口は特定公園施設に当たる」という回答が有効になります。この点についてご見解をお示しください。 ----- 〈質問6-3〉努力義務 吹田市が公園のバリアフリーの義務・努力義務履行状況を15年間「理由なく」調査して来なかった件について、市は「責任を取る必要があるのか判断できかねます」と回答しています。 これについて前回の電話で「この件は市役所として何ら問題ないとお考えでしょうか?」と質問しましたが、ご回答いただいております。ご回答ください。				
千里山西4-35の東の交差点で自転車通行違反	千里山西4丁目35の東側にK字型の交差点があります。信号は歩車分離式になっていますが、ほとんどの自転車が車両用の信号ではなく歩行者用の信号で進行しています。 そのため、横断歩道を横断している歩行者と垂直に交わります。ここは小学校の通学路であり、危険です。 登校時に黄色い旗を持っている学童擁護員に話しましたが、「そうですね〜」と言うだけで自転車に注意しません。 一度、警察官がいたため話しましたが、こちらも「そうですね」と言うだけで自転車に注意しませんでした。 学童擁護員か警察に注意を徹底していただくか、「自転車は車両用信号に従ってください」という看板を設置するなどの対策をお願いいたします。	要望箇所の交差点について、頂いたご意見を吹田警察へ共有します。 また、啓発看板の設置について、自転車は車道通行が原則ですが、歩道通行が認められている場合があり、歩道通行時は歩行者用信号に従う必要があるため、「自転車は車両用信号に従ってください」という看板の設置は困難です。代替案として、「自転車・歩行者は交通ルールを守って通行しましょう」等の電柱巻き付け式看板の設置を検討します。 (担当:総務交通室) この度は、令和7年9月26日付のメールでいただいた千里山西4丁目35の東の交差点での自転車通行違反に関するご意見につきまして、は、児童の安全に関わる大変貴重なご指摘をいただき、ありがとうございます。ご指摘の交差点が小学校の通学路であり、多くの児童が利用する場所での危険な通行実態について、当該校の校長も把握しており、安全のための注意喚起を実施しております。 当該箇所の安全対策、自転車の交通ルール遵守及びマナーの徹底につきましては、関係部署や警察と引き続き連携してまいります。ご理解・御協力の程、よろしくお願いします。 (担当:学校教育部)	総務交通室、学校教育部	R7.9.26	R7.10.9

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C77-車用の信号が、一方向しかない3差路、4差路の通行方法の周知が必要。	1)【3差路】 ・直線側には、車用の信号がありますが(画像下)、分岐側から交差点に進入-右折または左折時には、車用の信号がありません。有るのは歩行者用の信号(押しボタン式)のみ(画像上)です。 ⇒添付画像。C77-車用の信号が一方向。【3差路】 ・直線路の信号が緑でも、分岐側から車が進入してくることがあり、信号の手前で何らかの案内表示が必要と思います。 2)【4差路】 ⇒添付画像。C77-車用の信号が一方向。【4差路】 ・この交差点の車用の信号は、目の前の左右の道路のみで前進の信号は有りません。有るのは歩行者用の信号(押しボタン式)のみ。 ・暫くすると、目の前の左右の信号が赤に変わり、歩行者用信号が緑に変わり、車の運転手は前進できます。 ・画像の奥から、この交差点へ進入される運転手は、同様に困られると思います。 3)【自動運転(無人)の車の動きは、どのようになりますか?】 ・私の車は、自動ブレーキ有りですが、前方の信号が緑に変わると、センサーが認識して「信号をご確認下さい」の音声による案内が有ります。 ・この交差点では、画像のように一つ先の信号が緑に変わり、車のセンサーが緑を認識して「信号をご確認下さい」の音声…。しかし目の前の左右の信号が緑であることから、交差点内での衝突事故が発生することにもなります。 ⇒政府の自動運転の所管の部署に、このような交差点の場合での自動運転(無人)の車の動きがどのようにプログラムがされているのか、自動運転対応の可否について確認願います。 ※人事室および安心安全の街づくり宣言の担当部署の危機管理室に供覧を願います。 ※市議会の中の建設環境常任委員会委員長に供覧願います。 ※写真については、公表しておりません。	1)2)【3差路】【4差路】の交差点について警察に通行方法を確認したところ、止まれの標識がある道路側について、車両は一時停止し、周辺の安全状況を確認して通行しなければならないとのことです。 3) 国土交通省近畿運輸局に確認したところ、無人での自動運転を実施するとなると、車載カメラのみでの運行は難しいため、交通状況や信号位置・現示などのさまざまな道路事情をシステム内に取り入れるしくみを整備する必要があるとのことです。以上より、現時点では当該箇所での無人で自動運転を実施することはできません。	総務交通室	R7.10.3	R7.10.8
道端及び道路脇の雑草について	岸部第一小学校付近及び、岸辺駅線路沿いの道(サッカー場の反対側の歩道)の雑草がかなり伸びており通行の妨げとなっています。 雑草が刈られてもすぐに伸びてしまうため、道幅が狭く通行しにくく、危険となっているため雑草が生えている場所を埋めて道にしたいと思っています。 ご検討よろしくお願いします。	低木等、植樹を植えている箇所については、埋めることはできませんが、岸辺駅線路沿いの道(サッカー場の反対側の歩道)については、雑草が生い茂っている部分を令和7年度より順次インターロッキング舗装に変える工事を実施する予定です。	道路室	R7.10.1	R7.10.7

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
歩道の凹みを補修してください	場所は千里山佐井寺図書館の向かいの歩道です。 今年、できた新築住宅の玄関前です。 住宅の工事中に、車止めのポールが外されましたが、そのままの状態で放置されています。 インターロッキングブロックが撤去されたままなので、自転車が転ぶ、視覚障害者が転ぶなど、の事故が起きそうで、危ない状態です。早急に対応してください。 舗装の補修材で対応できると思います。	現地を確認させていただきました。 歩道の凹みについては、歩道舗装工事の申請による工事であり、事業者に早急に対応するように指導させていただきました。 また、歩道舗装の本復旧については10月中旬に施工予定であります。 ご理解のほどよろしくお願いいたします。	道路室	R7.9.29	R7.10.3
C75-「メイシアター前のカーブミラーが劣化大で機能していません」	メイシアター駐車場出口の前のカーブミラーの鏡面が劣化大で全く機能していません。10年以上経過と推測。 ⇒添付画像.C75-カーブミラー。メイシアター前 ⇒添付画像.C75-カーブミラー。鏡面劣化大-拡大 1)国道沿いの側道は、視界を遮るものが無く、視界は良好でありこのカーブミラーは、メイシアター駐車場の出口から、車が側道に出るときの為のものと考えます。※画像-下 ・カーブミラーが有ると運転者は、無意識にカーブミラーを見る…という一時的な脇見になると思います。 2)このカーブミラーは、車でのメイシアター利用者のためだと思いますので、無用であれば撤去を検討されませんか？。ポールの錆も目立ち始めており、加えて地際は今年の酷暑時期でも常に繁茂した植物に覆われており湿潤状態。⇒他市のように、ある日“ポキッ”となる可能性も…。 3)吹田市は、“安心安全のまちづくり宣言”をされています。メイシアターの職員ならびに、市庁舎への車で出入りをされる後藤市長様、市議会議員の皆様、各部局長様、危機管理室や市職員の方々が何故気づいて行動をおこされないのか疑問。 ※危機管理室、人事室および市議会の中の文教市民常任委員長に供覧願います。 ※写真については、公表しておりません。	当該ミラーについて、現地確認を行ったところ、吹田市で設置及び管理しているものではないため、補修することはできません。当該敷地を管理しております大阪府(茨木土木事務所)へご要望内容を報告いたします。	道路室	R7.9.29	R7.10.3

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C72-「秋の全国交通安全運動」の取組みについて市HPでの周知が必要。	毎年の「秋の全国交通安全運動」が令和7年9月21日(日)から9月30日(火)まで実施されます。また9月30日(火)は「交通事故死ゼロを目指す日」です。 1) 標題について、他市(西宮市、尼崎市、豊中市、池田市、摂津市、茨木市、高槻市)ではHPで周知がされており、吹田市に於いても安全施策の取組について周知が必要と思います。 ・全国台での取り組みの紹介。大阪府では“二輪車の交通事故防止”が重点取組です。またチラシには、令和8年4月1日より、道路交通法が改正され、自転車の交通違反に交通反則通告制度(青切符)が適用されます…の記載があり、周知が必要。 ⇒添付画像。C72-秋の全国交通安全運動。高槻市のHP。9月18日 2) 吹田市の自転車走行の現状については、令和6年11月1日から道路交通法が改正され、自転車の危険な運転に新たに罰則が強化され、11か月が経とうとしていますが、画像のように車道の自転車通行帯(青色の矢羽根マーク)が整備されていますが、歩道を多くの自転車が逆方向の走行。来年4月からの(青切符)が適用されますが、後6か月間での定着は困難と思われます。 ⇒添付画像。C72-秋の全国交通安全運動。吹田市の自転車走行の現状(9月撮影) ⇒添付画像。C72-秋の全国交通安全運動。吹田市の自転車-信号無視 ・吹田市と吹田警察署でどのような協議をされて、どのような活動がされているのか分かりませんが、ご苦労さまです。 3) 後藤市長様が、6月25日に「交通事故をなくす運動」の総会に出席をされていますが、どのような会議体なのでしょう。吹田市・行政の会議体なのか、民間主体の会議体なのか？。また総会での議決事項など教えて下さい。検索をしてもヒットしませんでした。 ※人事室、危機管理室および市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	1) 吹田市ホームページ内、総務交通室のページにおいて周知、公開の準備をしたところ、ページ公開手順に手違いがあったため、実施期間以前に公開できませんでした。実施期間初日を過ぎましたが、公開手順を確認し、9月24日(水)より公開いたしました。 2) 令和8年4月1日から、自転車の一定の交通違反に交通反則通告制度(いわゆる「青切符」制度)を導入すること等を内容とする「道路交通法の一部を改正する法律」が施行されるにあたり、大阪府、大阪府警察本部より府内各自治体へ、府民への周知、広報啓発活動への取り組みに関する説明会が実施されます。大阪府、大阪府警察本部の方針を確認したうえで、法律施行までの期間は、市民への周知、啓発に努めてまいります。 3) 「交通事故をなくす運動」吹田市推進協議会は、行政機関(吹田市、吹田市議会、吹田市教育委員会、吹田警察署ほか)、交通事業者の駅・営業所(JR西日本吹田駅、阪急電鉄淡路駅、阪急バス吹田営業所ほか)、各種団体(吹田交通安全自動車協会、吹田商工会議所、地区連合自治会ほか)が構成団体となっています。 活動内容は、吹田市における「交通事故をなくす運動」の企画並びに連絡調整をはかり、この運動の市民全般への効果的浸透を推進し、市民生活をおびやかす交通事故の絶滅を期することを目的とするものです。 6月25日開催の総会での議決事項は以下の報告、提案の承認です。 ・令和6年度 事業報告 ・令和6年度 会計報告 ・令和7年度 事業計画(案) ・令和7年度 予算案 ・役員の改選	総務交通室	R7.9.22	R7.9.30
C55-市HPに掲出の「第11回吹田市地域公共交通協議会」のタイトルに提言。	標題について、8月18日の新着情報に掲出されましたが、このタイトルでは、開催案内なのか、開催結果なのかが分かりません。 ⇒添付画像。C55。交通協議会。新着情報。8/18 1) タイトルに“開催結果”または、“議事要旨”を付記されれば、分かり易かった。 2) サイトを開くと、3月19日に開催済みであり、議事要旨は添付がされていますが、約5か月が経過。遅いように思えます。 ⇒添付画像。C55。交通協議会。サイト。8/18。開催は3月19日に ※広報課に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	1) タイトルについて…ご指摘の通り、現在のタイトルでは更新内容が不明瞭であるため、今後タイトルに留意して更新して参ります。 2) 議事要旨の公開時期について…議事要旨は、「吹田市審議会等の設置及び運営に関する指針の考え方について」(平成12年3月8日制定、平成29年4月7日改正)に定められております時期を目途に、令和7年4月17日に既に更新手続きを終えております。更新日が8月18日となっておりますのは、資料の誤字につきまして8月18日に一部訂正したからでございます。	総務交通室	R7.9.8	R7.9.22

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C60-市HPに 掲出の「第12 回吹田市地域 公共交通協議 会」のタイトル に提言。	標題について、9月3日の新着情報に掲出されましたが、このタイトルでは、開催案内なのか、開催結果なのかが分かりません。 ⇒添付画像。C60。第12回吹田市地域公共交通協議会。新着情報。9/3 1)サイトを開くと、8月26日に開催済みであり、タイトルに工夫が必要。 ⇒添付画像。C60。第12回吹田市地域公共交通協議会。サイト。8/26開催済み 2)議事要旨の添付が無く、市HPへの掲出の目的が分かりません。議事要旨の報告をお願いいたします。 ※広報課に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	1)タイトルについて・・・ご指摘のとおり、現在のタイトルでは更新内容が不明瞭であるため、「第12回吹田市地域公共交通協議会」ではなく「第12回吹田市地域公共交通協会を開催致しました」等の文言へ今後、変更して参ります。 2)議事要旨に関して・・・「吹田市審議会等の設置及び運営に関する指針の考え方について」(平成12年3月8日制定、平成29年4月7日改正)において定められております時期を目途に公開予定でございます。	総務交通室	R7.9.10	R7.9.22
C57-「山の谷 川添いで樹木 が背丈の高さ。 通学路で危険」 速やかに伐採 要	山の谷川添いの道路で、山手小学校の少し北で樹木が背丈の高さまで繁茂が2か所。カーブ地点でもあり、見通しが悪く車が見えません。メイン通学路の一つでもあり危険。速やかに伐採要。 ⇒添付画像。C57-山の谷川添い。樹木茂り危険-1 ⇒添付画像。C57-山の谷川添い。樹木茂り危険-2 ・被害者にならないためにも、加害者にならないためにも、皆が早く気づいて欲しいです。 ※山手小学校、人事室および市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に供覧を願います。議員の方、市職員の方もこの前を通られる事から、早くに気づいて欲しかったです。 ※写真については、公表しておりません。	9月17日に樹木の撤去処理が完了しました。 ご要望ありがとうございました。	道路室	R7.9.8	R7.9.18
C59-「しろや ま公園のトイレ の屋根上に設 置の太陽光パ ネルの方向が 変！」	しろやま公園のトイレの屋根上に設置の太陽光パネルは3基設置されていますが、真ん中のパネルの方角が両端のものと異なります。 ⇒添付画像。C59-公園トイレの太陽光パネルの角度が変。 ・人為的なものか、それとも取り付け金具の異常なのか、台風時期でもあり、速やかに調査されたし。 ・真ん中のパネルの方角が、R5年11月時とR7年8月時で更に変化しています。 [追伸] :R5年11月時には、少年3人が屋根上に上がって遊んでいました。 ・何らかの不具合があり、改修をされたのなら改修後の画像を、回答時に添付願います。 ※写真については、公表しておりません。	この度は、岸部新町しろやま公園の太陽光パネルにつきまして、ご通報いただきありがとうございました。 現地確認し、トイレの上に設置されている太陽光パネル3基のうち、方向が変わっていた真ん中のパネルの向きを修正いたしました。写真を添付させていただきます。 引き続き、吹田市の安全安心に努めてまいりたいと思いますので、お気づきの点がございましたらご連絡いただきますようお願い申し上げます。 ※写真については、公表しておりません。	公園みどり 室	R7.9.9	R7.9.18

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C53-市HPに 掲出の「工事情 報を更新しま した。」のタイト ルに疑問。	表題について、8月5日の新着情報に掲出されましたが、“工事情報”…って、道路・水道・下水・公園・建築(市庁舎、公共施設屋内・外)、緊急度など、いろいろな場面があります。市HPに掲出された部署は、誰に(市民・事業者・入札業者)、何を伝えようとされましたのでしょうか？。 ⇒添付画像。C53-工事情報を更新の新着情報8/5。8月24日時点の位置 1)下水道部は、タイトルには、具体性を持たせて、対象者に分かりやすくされる事が必要と思います。 ⇒添付画像。C53-工事情報を更新のサイト情報8/5 2)市HPに掲出されるに際して、上席者の決済を受けられましたか？。 3)添付画像は、8月24日の新着情報の最下段に近い位置です。約20日間このタイトルで市HPに掲出されたままで、修正がされていません。後藤市長様、市議会議員の皆様、各部局長、市職員の方々は、吹田市のHPを見ておられないのでしょうか？。見ておられたら下水道部に情報提供されている筈。⇒吹田市の業務運営に対して市民の信頼度が低下が懸念。 ※広報課、人事室および市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	下水道部においては、市民の皆様に管路保全室が実施している工事の名称、場所、工期及び担当部署をお知らせするために、ホームページに掲載しています。 本年度においては8月5日に更新し、工事発注にあわせて工事情報を追加掲載しているところです。 御指摘いただきました8月5日に掲載した工事情報は、公開承認者の決裁を受けたものですが、新着情報のタイトルは「工事情報を更新しました。」となっており、何の工事なのか分からないものになっていました。御不便をおかけし、申し訳ございません。 なお、8月15日以降に更新した工事情報につきましては、新着情報のタイトルを「下水道管路等の工事情報を更新しました。」に改めまして更新しているところです。 今回いただきました御意見を真摯に受け止め、より分かりやすく市民の皆様にとって使いやすいホームページを目指してまいります。	管路保全室	R7.9.5	R7.9.12
自転車置き場 について	JR吹田岸辺駅の一般自転車置き場が少なすぎて停めることが出来ませんでした。午前9時に行くと停める所がなく駐輪場の人に聞いても「ありません」としか言われず途方にくれました。電車に乗ることも出来ませんでした。 どこに停めれば良いですか？駐輪場を増やして下さい。	JR岸辺駅周辺について、主に自転車駐車場整備センターが運営しております自転車駐車場は午前9時ごろには、満車となっております。 現在、新しく自転車駐車場を設置できる土地を探しているところではありますが、見つかっていない状況です。 JR岸辺駅北側については、ビエラ岸辺の線路側にあります民間運営の一時置場のご利用や公共交通機関のご利用をご検討くださいますようよろしくお願いいたします。	総務交通室	R7.9.8	R7.9.10

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
山田駅東公園 ペットの排泄物 放置について の要望	拝啓 平素より市政の運営にご尽力いただき、誠にありがとうございます。 さて、山田駅東公園において週に数回、同じ場所、かなり邪魔な場所にペットの排泄物が放置されている状況が見受けられます。特定の利用者によるものと思われますが、現状では口頭での注意や掲示のみでは改善が見込めない状況です。 地域住民の衛生環境や公園の利用環境を守るため、下記のような具体的な対策を早急にご検討いただきたくお願い申し上げます。 ○放置防止のための罰則や厳格なルールの設定と明示 ○公園内での注意喚起看板の設置・更新 ○必要に応じた防犯カメラの設置による抑止効果の活用 子どもや多くの市民が安心して利用できる公園環境を維持するため、ぜひともご対応をお願い申し上げます。 何卒よろしくお願い申し上げます。 敬具	ペットの排泄物の放置につきましては、関係部署との連携を図ってまいります。また、当該公園での状況確認も行いましたので注意喚起の看板設置を進めてまいります。以上、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	公園みどり室	R7.8.25	R7.9.4
吹田駅一時駐輪場について	吹田駅東口の一時的駐輪場の数が少なすぎます。平日ですと遅くとも9時ごろには満車となり、1日満車が続きます。改善いただきたいです。	JR吹田駅周辺について、新しく自転車駐車を設置できる土地を探しているところではありますが、見つかっていない状況です。 今まで、自転車を利用をされなかった方等が利用されるようになり、利用台数が増加しておりますので、 徒歩圏内の方には利用を控えていただく等のご協力を呼び掛けております。 今後も引き続き、自転車駐車場用地の確保に向け努力してまいります。 お手数ではございますが、満車の場合には、メロード地下や駅南側の自転車駐車場をご利用頂きますようよろしくお願いいたします。	総務交通室	R7.8.26	R7.9.4

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
C47。「いずみの園公園」の樹木の枝が道路に飛び出して危険。伐採要す。	メイシアター前の“いずみの園公園”の樹木の枝が、道路・片側車線の中程まで飛び出して自転車走行の方は、顔に当たります。避けようとして急に右へ(車道中央へ)寄った時に後方から車が来た時には、人身事故の恐れあり。危険です。 ⇒添付画像。C47-いずみの園公園。樹木の枝飛び出し。 ・この道路は、毎日、朝夕に多くの市職員の自転車での通勤路です。加えて市駐輪場の前です。 1)樹木の枝がこのようなになるまで、市の職員の方々は、関係先に誰も情報提供をされないのでしょうか？。市職員関係者に市所管設備の異常発見時のルールは、ありますか？。また周知はされているのでしょうか？。 2)吹田市は、メイシアターでの会議、セミナーなどのイベント開催時には、市庁舎から出向かれます。この時、駐輪場前から公園への横断歩道を渡る時には、車の有無の左右確認をされる時に、樹木の枝の飛び出しに気づいておられる筈。 3)“いずみの園公園”の管理者は、メイシアターですか？。それとも公園みどり室ですか？。 ※危機管理室および人事室そして、市議会の常任委員会の中の財政総務常任委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	1)2)について この度は、いずみの園公園の樹木のはみ出しにつきまして、ご通報いただきありがとうございました。現地確認し、支障となる枝の剪定を実施しました。 公園樹木を含め施設の巡回を実施しておりますが、市内に500箇所以上ある公園や遊園、緑地など現状把握が行き届いていないところもございます。市職員で異常を発見した際は、庁内関係機関で情報共有に努めておりますが、市民の方々からの情報提供が最も多く、とても感謝している次第であります。 引き続き、吹田市の安全安心に努めてまいりたいと思いますので、お気づきの点がございましたらご連絡いただきますようお願い申し上げます。 3)について いずみの園公園は土木部公園みどり室で管理しております。	公園みどり室	R7.8.28	R7.9.3
C45。「阪急電車高架橋脚前の自動車の衝突防止のための反射板が雑草により機能せず」。	南千里駅北の「済生会千里病院」前の交差点内の阪急電車高架、橋脚前に自動車の衝突防止のための反射板がありますが、手前の草が伸びて、反射板を遮り機能していません。⇒除草が必要。 ⇒添付画像。C45-南千里、阪急電鉄の橋脚前の反射板。植物が遮蔽 ※吹田市の道路管理庁舎の近くです。毎日のように業務での自動車で行き通らされるのなら、気づいてほしい事象です。 ⇒回答時に、除草後の画像を添付願います。 ※危機管理室および教育委員会に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	C45。「阪急電車高架橋脚前の自動車の衝突防止のための反射板が雑草により機能せず」。について、支障木を8月28日に撤去いたしました。 作業後写真も添付しています。 ご要望ありがとうございました。 ※写真については、公表しておりません。	道路室	R7.8.27	R7.8.28
手すり設置の御願い	千里南公園の北東側の階段上に5種類の運動器具が設置されていますが、階段が変形丸石の為、7段の階段でも老人には大変に危ない階段です。丸石につまずいて転倒された話も聞きます。 そこで、転倒防止の為、階段に手すりの設置をよろしく願いいたします。	市内の公園においては、バリアフリー上必要な階段やスロープに優先して手すりを設置しております。 ご要望いただいた千里南公園の健康遊具ゾーンについては、幅広い世代での利用者も多く、立地など周辺の状況から判断し、階段への手すり設置について前向きに検討させていただきます。	公園みどり室	R7.8.4	R7.8.15

市民の声と市の回答(分野別:交通・道路・公園・上下水道)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
歩道にはみ出ている木について	佐井寺南が丘公園の北側、〇〇と〇〇の間に位置するマンション(〇〇)敷地内の樹木が歩道へ大きく張り出し、通行が困難な状況となっています。 交差点に面していて、なおかつ自転車利用者も多いため、信号待ちの自転車と張り出した枝葉が重なり、歩行者が通れなくなることが度々あります。特に枝がかなり低い位置まで垂れ下がっており、小さな子どもの目に触れる可能性もあり危険に感じています。 市の管理外かと存じますが、当該マンションの管理会社等へ剪定の指導をしていただけませんか。	現地確認し、既に当該の樹木は剪定されていました。	道路室	R7.8.1	R7.8.6
〇〇の前の路上駐車について	〇〇の前を通りかかる際、店舗利用客と思われる車両による路上駐車が頻繁に見受けられます。 同店は交差点に面しており、入口の前の路上駐車は「交差点から5メートル以内は駐停車禁止」とされている道路交通法に反している可能性がある状況です。 また、この道路は下り坂となっており、通行車両にとって大変危険な状態だと感じています。 店舗への指導や現地での見回り、警察との情報共有等をしていただけないでしょうか。	ご指摘の〇〇前道路の路上駐車につきましては、道路交通規制を所管する吹田警察署に情報提供を行い、また当店舗に対しても改善策を講じるよう求めてまいります。 この度は貴重なご意見をいただきまことにありがとうございました。	総務交通室	R7.8.1	R7.8.5